令和８年（フ）第４９３号
兵庫県尼崎市七松町３丁目17番26―204号
債務者　尾形　佳珠
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９９号
兵庫県尼崎市潮江２丁目６番25号
債務者　石川　祥太
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０７号
兵庫県芦屋市大東町15番14―207号
債務者　濱口　惠子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１４６号
神戸市西区伊川谷町別府118番地の１　フルール大蔵谷205号
債務者　伊藤乃里子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第４２８号
兵庫県加古川市西神吉町岸56番地の２メゾンティファＢ―103号
債務者　山本　紀子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４９号
兵庫県加古川市平岡町高畑461―10　ケアメゾン高畑、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町野口394番地の４
債務者　十市　昌樹
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３９号
鳥取県鳥取市材木町311番地　県住18号、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺150番地11
債務者　加藤　明子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０５号
鳥取県米子市上福原２丁目４番39号
債務者　原　　則幸
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１１２号
鳥取県西伯郡大山町上萬1150番地53
債務者　竹中　真希
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２０号
鳥取県米子市上安曇68番地
債務者　武本　享三
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２５号
鳥取県米子市富士見町２丁目139番地　アーバンスペース３―Ｄ号
債務者　仲島　浩之
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２８号
鳥取県米子市皆生温泉３丁目12番33号
債務者　福本　昌子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１３２号
鳥取県米子市淀江町佐陀380番地10　グループホームしんらい、住民票上の住所鳥取県西伯郡大山町今在家589番地１　今在家団地Ｂ204号
債務者　福本　正弘
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３５号
山口県岩国市周東町上久原1581番地１　101
債務者　森本　隆宏
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５０号
山口県柳井市中央３丁目２番28号
債務者　西村　　格
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５４号
山口県岩国市平田一丁目27番10号
債務者　福島　杏祐
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２２２号
長崎県長崎市大鳥町４番13号
債務者　小川　遥華
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市赤崎町596番地14　赤崎住宅２号館303号
債務者　中村　朱紀
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係